

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第21回）」
「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第9回）」
合同会議

日時 2020年10月26日（金）13：00～15：29

場所 オンライン会議

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会の下での再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の第21回会合及び再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の第9回会合の合同会議を開催いたします。

本会合はオンラインでの開催とさせていただきます。もし何かトラブルや御不明点等ございましたら、事前に事務局より連絡させていただいております連絡先までお知らせいただければと思います。

本日は、山内委員が御欠席となっております。

また、オブザーバーといたしまして、関係業界、関係機関の方々に御参加いただいております。オブザーバーの御紹介につきましては、時間の関係上、お手元に配付しております委員等名簿の配付をもって代えさせていただきます。

それでは、山地委員長、以後の議事進行をお願いいたします。

○山地委員長

委員長の山地です。

それでは、大量小委の第21回、主力化小委の第9回の合同会議を始めます。

本日は、主に再エネの地域共生と事業規律、それから、次世代電力ネットワークの構築について御議論をお願いできればと思っております。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、事務局から、本日の資料でございますが、ユーチューブで御確認の皆様方におかれましては、経済産業省のホームページのほうに掲載しております資料を御確認いただければと思

います。

配付資料一覧のほうにございますとおり、議事次第、それから委員等名簿、それから、本日資料4点ございますが、資料1ということで「地域に根差した再エネ導入の促進」、それから、資料2で「回避可能費用に係る激変緩和措置の取扱い」、それから、資料3ということで「電力ネットワークの次世代化」ということで、以上3点は事務局のほうからの提出資料でございます。それから、資料4ということで、電力広域的運営推進機関のほうから「「系統混雑を前提とした系統利用の在り方」について」ということで、4点資料を御用意してございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

毎回申し上げておりますけれども、できるだけ効率的に議事を進めていただきたいと思いますので、今回も御発言、要点を絞って簡潔にお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料1、2、3について御説明いただいた後、資料3に関連する資料として、資料4を広域機関から御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○清水新エネルギー課長

それでは、事務局、新エネルギー課のほうから資料1と2というところを説明させていただきます。その後、小川基盤課長のほうから資料3ということで説明させていただきます。

お手元の資料1のほうのファイルを開いていただければと思います。

「地域に根差した再エネ導入の促進」ということで、2ページ目のところでございますが、再エネが地域や社会から受容された再エネ型の地域社会を構築しているという観点から、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ事業が実施されることが担保されるという社会を構築というのが不可欠という問題意識でございます。

こうした問題意識から、2つ目の丸のところ、矢印5つほどございますが、2016年の法改正を踏まえた認定基準の設定ですとか、住民との適切なコミュニケーションの努力義務化、それから、地域間の情報連絡会の設置等々の取組をしてきたところでございます。

しかしながら、現時点でも太陽光発電を中心に、事業実施に対する地域の懸念は依然として存在するというふうに認識してございます。こうした観点から、本日、現状の状況と今後の追加策ということで、事務局案を提示させていただく次第でございます。

めくっていただきまして、3ページ目のところでございますが、資源エネルギー庁のホームページのほうに情報提供ということで来ている案件でございます。全部で574件というのが2016年10月以降来てございますが。そのうち538件が太陽光というような状況でございます。

右側のところで相談内容とございますが、地元理解ということで、対話が不足しているのですとか、条例等の手続を遵守していないといったような懸念、それから、適正な事業実施という観点から、柵塀や標識の設置がされていないのですとか、メンテナンスが不十分といったようなお声、それから安全確保といったようなところで、このような内訳の相談が来ているところでございます。

4ページ目のところでございますが、今申し上げましたようなところで、2つ目の丸のところですが、この相談を分類していきますと、1点目に、地元の理解を得ないまま事業が進んでいくということへの懸念、それから2点目に、適正な発電事業が一貫して行われるかということの懸念、それから3点目で、事業実施の大前提となる安全に対する懸念というような点がございます。

それから、3つ目の丸でございますが、そのほか、各種の手続をしっかりと遵守していない中で、国民負担の増大につながるような事案があるんじゃないかという懸念も御指摘されているところでございます。

5ページ目のところでございますが、今のような状況も踏まえまして、追加的な検討、追加的な手ということで、幾つか掲げてございます。

この後御説明していきますが、まず、地元理解の促進に向けた取組として、自治体への情報提供ですとか、公表情報の拡充、条例データベースの構築といったような取組。

それから、2点目の適正な事業実施という観点から、標識や柵塀の未設置事業者への対応ですとか、廃棄費用等の積立て。

それから、安全の確保ということで、法改正いたしました内容をしっかりと現場に周知してくるようなこと。

それから最後に、国民負担の抑制という観点から、未稼働措置に関するフォローアップですとか、無断増設への対応といったようなことを考えているところでございます。

進みまして、7ページ目のところでございます。順次御説明を簡単にさせていただければと思いますが、まず1点目のところで、認定前時点での自治体への情報提供ということで、自治体との連携強化という点でございます。

自治体へのヒアリングに基づきますと、2つ目の丸のところでございますが、FIT申請時点から事業者とよく連絡を取りたいという自治体様からの具体的な声というのを頂戴しております。条例や各種の法令の執行といったような観点からも、認定時点よりも早いタイミングで申請情報を共有することで、自治体との連携を強化していくということは地元の理解促進や地域共生に資するというふうに考えてございます。

こうした観点から、申請事業者の個人情報保護の観点にも留意しながら、必要な限度というこ

とで、立地する自治体様に限り、当該事業者からの申請があった事実、事業者名等々の必要な情報を自治体に共有するというようなことを新たに開示してはどうかというのが、まず1点目でございます。

2点目に、8ページ目でございますが、国民の方、住民の皆様へのさらなる情報提供ということでの公表情報の充実ということで、最初のポツでございますが、現在、発電事業計画に記載された事項について、ホームページに公表しているところでございます。

今回の改正におきまして、計画に記載された事項にとどまらず情報の公表に関する規定というものができたということで、自治体等にもヒアリングをさせていただきまして、下のところでございますが、まず1点目に、発電設備の稼働や未稼働の状況といったような新しい条項。それから2点目に、災害時の活用といったことも念頭に置きながら、地域活用要件への該当性、自律運転できるかどうかといったような情報。それから3点目に、廃棄費用といったことについて、これまで任意でございましたが、こういったものについて確実に情報を提供してもらおうといったようなことをまずは考えてはどうかということでございますし、今後、さらに必要な情報が明らかになった場合には、追加で検討するというふうにしてはどうかというふうに考えてございます。

9ページ目のところで、新しい条文ということで、第52条の第6項というところで、新しく条文の追加をしたところでございます。

10ページ目は参考ということで、現状のものでございまして、省略させていただきます。

11ページ目でございます。地域との共生という観点からの3点目の取組でございますが、条例のデータベースの構築というところでございます。

FIT制度開始以降、自治体における条例やガイドラインの策定数といったことが増加しているというような状況でございます。法律においても、条例を含む関係法令遵守を認定基準としてございますので、地域において、それぞれの地域の実情に応じながら策定される条例ということとFITの認定というのをリンクさせていくということで、地域の状況に応じた指導等が可能となっているという仕組みでございます。

こうした状況も踏まえまして、各地における条例の制定状況や内容といったことを調査し、こうした情報を提供するというので、ほかの地域における条例の策定の後押しということをしてはどうかということで、条例の内容ですとか、既存の枠組みを活用したのか、新規で策定したのかとか、対象電源といったような類型等についても分析しながらデータベースを構築し、これを地域にも共有していくということをしていきたいと考えております。

12ページ目は、地域連絡会の活用ということの参考ということで、省略させていただきます。

以上3点が地元理解の促進に向けた取組ということで、追加で検討している事項でございます。

2つ目の塊で、開始から終了まで一貫した適正な事業実施の確保ということで、14ページ目のところで、柵塀・標識設置に関する取組ということでございます。

2つ目の丸のところで、これまでの取組というところでございますが、昨年、主力化小委のほうで御報告させていただいておりますが、2019年の11月時点で、各種の問合せ等に応じまして132件の指導をして、そのうちの131件について改善の確認ができているというところでございます。その後の1年間で、追加で163件の指導ということでしている状況でございます。

一方で、横串で調査する中では、やはりまだまだ柵塀が5.6%、標識に至っては44%ということで、未設置の状況があるという実態も明らかになってございます。

こうした状況も踏まえまして、これまでの手をさらに進めていくというところで、既認定案件につきましては、より多くの事案にも対応するため、外部委託なんかも使いながら対応体制の強化を図っていくというようなことで、一部の地域では1,000件を超える通報というのは自治体様から個別にあったようなものもございますので、先行的にこうした取組もしながら、実効力のある仕組み等をしていきたいというふうに考えております。

2点目で、新規の案件、入り口の時点で、低圧以外については設置場所というものの提出を求めていましたが、これについて、低圧も含めて求めていくということと同時に、誓約書といったものを明確に記載・提出いただくということで、認識を高めるとともに、その実施を促していくということをしていきたいところで思っております。

3点目の全ての案件について、これも繰り返しやっていくことでございますが、全認定事業者に対して改めて周知をするというようなことをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、15ページ目以降が廃棄費用の積立てのところの検討状況ということでございます。

御存じのとおり、廃棄費用の積立てにつきましては、太陽光発電設備につきまして、これは外部積立てを原則とするという仕組みで法律上規定をし、成立しているところでございます。これにつきまして、2022年の7月というところから、FIT法から10年たった案件というのが徐々に出てくるということで、この施行に向けた詳細検討を今進めているというところでございます。

16ページ目のところでございますが、先週、廃棄費用のワーキンググループの第8回というのが開催されまして、現時点で決まっていなかった詳細なルールといったことについて、以下のように取りまとまっております。

まず、例えば2点目で、FITPの認定事業における積立てということで、フィード・イン・プレミアムの場合は、プレミアムの幅によって積立てが不足する可能性があるということで、こういった場合については1年分まとめて積み立てていくというような具体的な設計ですとか、3

点目にありますように、複数太陽光の発電事業ということで、10キロワット未満、一個一個はですが、束ねて10キロワット以上になるというものについては、これは制度の対象にしていくということですとか、積立金の一部取戻しですとか、内部積立ての詳細ルールといったようなことが決まっております。内部積立てに関しましては、保険や保証といったことについて、それから上場インフラファンド投資法人といったことについて、一定の条件を満たすものについては、これは対象とするといったようなこと。それから、上場といった言葉のルールといったようなことについて御審議いただいて、取りまとまっているところでございます。2022年に向けまして、詳細な制度の準備ということを進めていきたいということでございます。

17、18、19、20は、廃棄費用の積立ての参考資料でございますので、割愛させていただきます。

3点目に、21ページ、22ページ目までいきまして、続いて今度、安全の確保といった観点からの現状と取組の方向性の説明でございます。

22ページ目、事故の増加というところでございます。左上のところに太陽光と風力の事故推移ということでございます。これ、発電出力100万キロワット当たりの事故件数ということで、赤いほうは太陽光でございますが、事故率というものが増加しているということでございますし、青い棒、事故件数といったところについても増えているというところでございます。自然災害による事故が増加傾向にあるという状況が見て取れるところでございます。

23ページ目でございますが、こうした状況、それから地域からの懸念といったことに対応する形で、エネルギー供給強靱化法の改正法におきまして、太陽光でいうと50キロワット未満、風力でいうと20キロワット未満の小出力発電設備につきましても、これは報告徴収の対象とするといったようなこと、それから、住宅用のものについても立入検査の対象ということで、小型のものについても、やはり災害時の懸念というのも非常に高まっている中で、しっかりと制度の枠組みにしていくというような措置を講じているところでございます。

24ページ目でございますが、こうした取組につきまして、これは21年の4月から施行となっておりますが、これに向けて事業者様等に対しての十分な周知をしていくということで、チラシやポスター、Q&Aといったことも含めて、自治体や損害保険会社さんとも連携をしながら、しっかりと周知をしていくという予定でございます。

25ページ目でございますが、太陽光に特化した新たな技術基準の策定といったことについて、これ、していく方向というのが昨年にも取りまとまっているところでございます。一般的な電気設備ではなくて、太陽光に特化したようなものをつくっていくというようなことで、今現在検討してございまして、21年の当初にはパブリックコメントを開始して、年度内の施行を目指すということで動いているところでございます。

最後に、4点目に、国民負担抑制への取組ということで、27ページ目のところから2つございます。

1点目でございますが、未稼働措置のフォローアップというところでございますが、未稼働措置、2018年12月に確定したものでございますが、この仕組みといたしまして、運転開始準備段階に入ったもの、具体的な系統連係工事の申込みを不備なく受領したものについては従来の価格を維持するというところで、不備なく受領といったところの提出に当たっては、提出時点で土地の使用の権原の取得ですとか、林地開発の許可の取得といったような要件を課しているところでございます。この部分について、実際に、例えば林地開発の許可がそれまでに取得されているかどうかといったところについて、確認をするということをしていきたいというふうに考えてございます。

対応のところでございますが、以下の1から3の全てを満たす案件ということについて、まずは状況の把握をいたしまして、仮にこの措置のルールを遵守できないような事業があった場合については、その対応に応じてしっかりと対応策を考えていきたいと思っております。具体的には、2メガワット以上の案件で、それから、2012年から15年の認定の案件というもので、着工申込みが期限までに受領されているという案件について、まずはしていきたいというふうに考えております。

最後に、29ページ目のところでございますが、太陽光パネルの無断増設等への対応というところでございます。

太陽光パネルの事後的な容量の増加、事後的過積載ですとか、事後的な蓄電池の追加といったことについては、これは認定時点で想定しなかった追加的な国民負担を生じさせることとなるということで、一定の規模以上のものについては、これ、調達価格の変更事由というふうになってございます。

こちらにつきまして、設備利用率が一定以上の案件、すなわち、過積載等の可能性があるといった案件につきまして、これが、実態どういうふうになっているのかといったことについて、これまで費用負担調整機関や電力会社を通じて確認をしてきたところでございますが、改めて、こうした案件について調査をするとともに、必要に応じて報告徴収等を実施しながら、事業の適正化ということをしていきたいというふうに考えてございまして、まずはこうした取組をした上で、実態に応じて、また委員会に報告できればと思っております。

以上が資料1の内容になります。

続きまして、資料2のほうに移りたいと思います。こちら私の方から説明をさせていただきます。回避可能費用に係る激変緩和措置の取扱いということでございます。

2ページ目のところでございますが、FIT制度における回避可能費用の考え方ということで、下の絵のところでございますが、左下のところ、発電事業者のところ、発電したものについて買取義務者が買取りをするということで、買取価格で電氣量を掛け算したものを買い取るわけでございますが、そこにつきまして、通常、そういう意味では、電氣を購入するにかかった費用との差分といったものを交付金で交付するというときに、この部分について回避可能費用ということで定めているところでございます。

この部分につきまして、3ページ目のところでございますが、回避可能費用の単価の算定ということは変遷をしておりますが、もともと全電源の平均可変費単価といったところから始まっているところでございますが、徐々にそこを市場連動させていくということで、スポット市場の価格ということは2017年度以上の送配電買取りの対象というふうな仕組みになってございます。

この部分につきまして、激変緩和措置といったものを2016年に導入してございます。それが4ページ目のところでございますが、こうした形の小売全面自由化を受けて、市場連動させていくといった大きな方針というものが2つ目のポツのところ、決まっております。

一方で、3つ目のポツのところでございますが、他方で既存の買取り契約の影響に鑑みということで、2020年度の末までの5年間については激変緩和措置ということで、これまでと同じ計算でもいいよというふうになっているところがございます。

5ページ目のところでございます。

本日御確認いただきたい点についてというところでございますが、小売全面自由化という下で、回避可能費用は市場価格に連動するといったことが原則ということで、激変緩和措置は、基本的には速やかに終了することが基本方針ということでございます。この部分についての妥当性というのを現時点で検証したところが（１）、（２）というところがございます。

まず、終了時期に係る予見可能性があったのかどうかというところでございますが、これ、今申し上げましたとおり、導入当初から5年後の2020年度末までの措置というふうにしてございまして、この終了については十分予見が可能であった。また、その間に様々な対応をする機会というものは十分にあったというふうに考えられると思います。

それから2点目に、卸電力取引市場の状況ということでございますが、まず、新電力の販売電力量について、この中での卸電力取引市場を通じた電力調達の割合というのは増加傾向にあるという中で、市場価格連動とすることが合理的であるということ、それから、卸電力取引市場の価格というものが近年低下傾向を示してきている中で、激変緩和措置の水準と市場価格連動の水準の差が縮小してきているというようなことでございまして、こうした状況も踏まえまして、2020年度末に予定どおり終了し、市場価格連動に移行するといったことについて御確認いただき

ければと思っています。

6 ページ目、参考で、当時の規定等の経緯でございますが、まず、（１）ということで、当時の新エネルギー小委においての議論の概要、それから、（２）には法令上の規定ということで、こうした形で当時定めているところでございます。

7 ページ目のところでございますが、卸電力取引市場の状況ということで、赤い折れ線のところが市場からの調達割合ということで、高まってくる、増加傾向にあるというような方向性でございます。

それから、8 ページ目のところで、市場価格というところでございますが、赤い線でございますが、上昇・下落を繰り返しながら、一方で、足元でいくと少し下がっている傾向にあるという状況でございます。

9 ページ目、これも踏まえまして、回避可能費用単価の推移というところでございます。例えば、青と緑というところで比較をいたしますと、2012、13の激変緩和措置と市場価格連動を比較しますと、2017年度には6.41円と10.32円ということで約4円ほどの開きがあったところでございますが、2019年度については7.01円と7.53円ということで約0.5円というようなところで、激変緩和措置の価格と市場価格連動の差が縮小してきているというような状況でございます。

以上、私のほうから資料1と資料2について説明をさせていただきました。

続きまして、電力基盤整備課長の小川のほうから、資料3について説明させていただきます。

○小川電力基盤課長

それでは、小川です。

資料の3を御覧いただければと思います。「電力ネットワークの次世代化 増強・接続・利用ルールの高度化」ということで、このところ御議論いただいているところです。

スライド2枚目ですけれども、前回の本合同会議においては、マスタープラン策定における費用便益評価の考え方や、ノンファーム型接続の全国展開について御議論いただきました。引き続きまして今回、増強接続利用ルールそれぞれ、増強に関していいますと、マスタープランの前提となるシナリオの考え方や進め方、それから、ノンファーム型接続の全国展開のさらなる論点、さらには、利用ルールの見直しについて、最後の点については後ほど広域機関から検討状況を報告いただきながら、各種論点について御議論いただければと思います。

まず、状況に関わるマスタープランの前提となるシナリオについては、スライド4を御覧いただければと思います。

前回の御議論の中で、特にマスタープラン検討の前提となるシナリオに関して、様々な御要望をいただいております。特に2030年を超えた2040年、50年を見据えたといったところについては、

様々な御意見をいただいております。

そういった点も踏まえまして、続くスライド5ページ目を御覧いただければと思います。

前回は、2030年度を基本としつつ、その先もという形で資料をお示ししたところです。

様々な御意見をいただく中で、3つ目のポツにありますけれども、まさに将来の送電網の在り方を考えるに際しては、2030年度を超えて長期の視点で考える必要があるということがあります。

他方ということでは、やはり先を見据えつつも、一方で着実にやっていくところ、あまり時間をかけていては、遅くなってしまつては進めなくなるところもあるというところがある中で、どこに時間軸を置いていくのかというところで、次の6スライド目を御覧いただければと思います。

基本的な考え方、進め方としまして、①というところで記しておりますのは、来年春を目途として、まず1次案の策定に向けては、国として現在掲げている再エネ目標・見通しの達成を盤石にするため。2030年度の再エネ導入量の水準を達成しつつ、風力についてはその先の見通しも用いるなど、明確に国として掲げた再エネ目標・見通しを前提としたシナリオをベースとすること。それから、1次案、来年春というのを想定しておりますけれども、その先につきましては、その次につきましては、別途議論の始まっております2050年度、あるいはその先ということも踏まえつつ、そうした議論を踏まえて、さらなる再エネ大量導入、あるいは電化の進展といったところを想定した複数のシナリオを検討していったらどうかというふうに考えております。

ベースシナリオの考え方ですけれども、来年春の1次案というところの後も、新たなエネルギーミックスの状況などを踏まえて、随時見直しを行っていかばどうかというふうに考えております。

以上がマスタープランに関わる増強関連の提案になります。

続きまして、前回も御議論いただいた、今度はノンファーム型接続についてということで、スライド9ページを御覧いただければと思います。

ノンファーム型接続の全国展開、前回は、どのようなタイプのノンファーム型接続を全国展開していくのかといった点などについて御議論いただきましたけれども、今回、まず1つ目は、暫定ノンファームとこれから展開するノンファームとの優先順位というのが1点目。それから2点目、来年中の全国展開というものの意味するところ、契約までの具体的なスケジュール。3点目がノンファーム型接続に関する契約の整理になります。

まず、ノンファーム型接続の優先順位ということで、スライド10になります。

既に今行われているノンファーム型接続のうち、特に系統の増強を前提とした暫定ノンファームというのが進んでいる。具体的には2つ目のポツにあります東北北部エリアの募集プロセスと

というのが進んでおります。今度、来年、暫定ではなくて、いわゆる試行型と呼んでいますが、全国展開するノンファームと暫定ノンファームが重なった場合に、将来的な混雑において、どちらを優先していくか、あるいは優先的に制御していくかというところで、どう考えるかという点ではありますけれども、一番最後のポツにありますけれども、ここは暫定ノンファームのほうを優先することとしてはどうかというところであります。理由としましては、暫定ノンファームにおいては、この試行、来年の全国展開というのをない条件の下で投資判断を行っておりますので、後から決まった全国展開のところは、制御という観点では先に制御を受ける。具体的には、10ページの下のイメージ図のような形で対応することとしてはどうかというふうに考えているというのが1点目になります。

続きまして、スケジュールのところはスライド12を御覧いただければと思います。

これまでも、来年2021年中の全国展開ということで御説明してまいりました。この全国展開の意味なんですけれども、接続契約、契約が来年中にできるようにというところでありまして、12スライド下に表のような形でまとめてありますけれども、接続検討に関しては通常3か月の期間、さらに、契約申込みにおいては6か月というのが回答期間として現在設けられております。

こういった点を考慮しますと、来年、例えば5月、6月に契約の接続検討が始まれば、2021年中に終わらない可能性もあるということで、来年の1月、できるだけ早い段階で、こういった接続検討の申込みに対して受付ができるような体制を整える必要があるということがありますので、スケジュール的には、ここにあるような形で進めていく。具体的には、各一般送配電事業者において、こういった検討申込みに対応できるような体制を整えていただければどうかというのが2点目になります。

続きまして3点目は、今度は契約関係になります。スライド15を御覧ください。

ノンファーム型接続について、現在の契約、特に託送供給の約款でカバーされているかどうかというのが一つ論点でありまして、これまでもこの合同会議でも御意見をいただいているところがあります。

契約の解釈ということになるんですけれども、現在、これまでファーム型接続が原則であったということを考えますと、ノンファーム型接続を今の契約、約款の下で直ちに行えるかどうかというのは疑問が残るというのが専門家の見解でもあるところでもあります。

現状行われているノンファーム型接続ではどうやっているかといいますと、約款でというよりも、そこに加えてということで、3つ目のポツに記しておりますけれども、補足的な同意書というのを取ってノンファーム型接続というところ。具体的には、場合によっては出力制御を受けるというところについての同意を取ってのノンファーム型接続を明確化しているところでもあります。

こういった点を踏まえ、来年早々に受付を開始することを可能とするために、契約書は、まずはこれまでと同様の形、すなわち、同意書を取って進めるとしつつ、将来的な検討としましては、この約款等の対応を明確にしていくという方向で検討していったらどうかというふうを考えているところであります。

ただ、この約款は、全ての人、全ての事業者に直接適用になりますので、その場合の課題というの意識しつつ検討を行っていくというふうに考えたいと思います。

最後、基幹送電線の利用ルールの見直しというのが18ページ以降になりますので、まずはスライド20ページを御覧いただければと思います。

基幹送電線の利用ルールについては、先着優先からメリットオーダーへと転換するということを基本方針としております。

具体的な方法につきましては、電力広域機関において検討が進められているところであります、この後、広域機関のほうから御報告いただくこととしております。

その際の選択肢としまして、具体的な方法として、再給電方式というのが一つ選択肢とされておりますので、その詳しい御説明は後ほど広域機関からありますけれども、一つの選択肢が再給電方式ということ的前提に、本日は、この再給電方式についてどのように考えるかということ、仮に再給電方式を採用した場合の検討課題といった点を御議論いただくことを考えております。

加えてということでは、もともと先着優先からメリットオーダーへといった場合のメリットオーダーの基本的な考え方として、単に価格、経済性のみならず、環境性や安定性を考慮していくことということについても御議論いただければというふうに思っております。

具体的な論点、検討課題といったところで、次の21ページに幾つか記しております。

再給電方式の主な検討課題、これは後ほどの広域機関からの御報告にも出てきますけれども、そういった方式を採用する場合の費用負担の方法や精算の在り方についてどのように考えるかといった点、また、再給電方式といったものだけでは機能しない価格シグナルの点、あるいは、ほかのあらゆる制度への影響についてどのように考えるかといった点が、主な検討課題としてあるところです。

そもそもの先着優先からメリットオーダーといったときに、じゃ、どのように考えるかというのが下のメリットオーダーの基本的な考え方という点でありまして、これにつきましては、この合同会議でもこれまでも様々な御意見をいただいているところであります。

具体的には、メリットオーダーへと転換する場合に、経済性、いわゆる限界費用のみではなくて、例えばCO₂コストのような環境性も考慮してメリットオーダーを考えていったらどうかといった点で、この辺は基幹送電線の増強のマスタープランの策定においても議論になっていると

ころでありますけれども、送電線の増強の場合に一定のCO₂コストを織り込むという考え方を前回も御議論いただいておりますので、そういった点も踏まえると、増強だけではなくて、利用ルールについても同様な考え方をすることを追求してはどうかといった点をお示ししているところでありまして、こういった点について御議論いただければというふうに思っております。

では、この後、続きまして広域機関のほうから報告をお願いできればと思います。

○都築オブザーバー

広域機関の都築です。それでは、資料4に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

前回の合同会議においては、マスタープランにおける費用便益評価について、状況の報告をさせていただいたところでございます。今回は、スライドの2にございますように、マスタープランとの関係では、マスタープランを支える仕組みとして系統混雑を前提とした系統利用の在り方について、現在議論を進めておりその状況を報告いたします。。

現行の制度から大きな変更となるものも、議論を回避することなく検討しようということで対応してまいりました。したがって、逆に申し上げれば、議論を整理する上でも時間軸の意識ということが非常に重要になってまいります。足下でも各種電源の接続や系統利用についていろいろと動いている中で、大きな飛び道具の議論だけでは足下の課題解決につながりにくいことから、長期の展望も持ちつつ、短期的なソリューションについても考えていこう、そんなスタイルで取り組んでいるところでございます。

まず、検討の視点について2点。スライドの3とスライドの4を御覧いただければと思います。1つ目は系統利用における先着優先の考え方からの脱却、2つ目は社会コストの低減を取り上げております。

まず、スライド3です。ノンファーム型の接続の導入については、この会合においても既定路線となっているところでございますが、実際の出力制御の方法は先着優先の考え方、すなわち、逆に言えば、後着者から抑制を求めていくということになっておりまして、電源価値を生かし切れていないという論点がございます。

また、スライドの4に記しておりますように、空容量のある系統への誘導という観点で見たときに、系統上の適正なある場所に電源の接続がなされている状況になっていないということで、インセンティブが働く仕組みが必要になってきている、こんなところが検討に際しての視点です。

それでは、スライド5にまいりたいと思います。この会合でも議論がありましたように、メリットオーダーを目指すという基本原則に基づきまして、ここでは、横軸として事業者への価格シグナルの提供、つまり、メリットオーダーの実現に向けて、より理想的なものが右側に位置づけられていくということになります。これに対して縦軸として、システム等の複雑さということ

マッピングしており、これは、言い換れば、難易度を表したものとも言えるかと思います。

左下の端に現状が位置づけられます。青いのが3つありますけれども、TSOによる再給電による方法、市場主導型としてのゾーン制、ノードル制、この3つを議論の俎上にのせております。位置関係についてはこんな感じになろうかと思っております。

それでは、スライドの6にまいりたいと思います。ここでは、タイトルとしては再給電というタイトルがついておりますが、まず先に、この表の「つくり」について御説明を差し上げたいと思います。

横軸、表の上に白抜きで、赤と青のところで白抜きで記しておりますが、どの段階で調整をするかという視点です。価格シグナルの出る卸電力市場を使っていくという考え方、それから、右側のほうですけれども、実需給段階で一般送配電事業者の調整機能を活用するという考え方に、大きく分けることができます。これに対して、表の縦軸は時間軸になってございます。先ほどのスライドで難易度と申し上げたこととも関係いたします。現行制度とのギャップが大きい手法は、それだけ論点も多く、移行に伴う時間も要することになりますので、表の中では下のほうに位置づけられます。

現状は、市場という意味では、連系線について間接オークションを入れて市場化していますので、この水色に黒字で書いてありますように、連系線を対象としたゾーン制という言い方もできます。また、一般送配電事業者は、供給区域の中、つまりゾーンの中で混雑が発生した場合には、先ほどの先着優先の考え方にに基づき、後着者から順次抑制をしていくというのが現状の基本となっております。

では、タイトルにありますように、再給電に触れてまいります現行制度とのギャップは相対的に小さいために、速やかに対応するための選択肢としては有効なやり方となります。また、卸市場を活用するスタイルではなく、一般送配電事業者の需給運用の中で対応していくこととなりますので、表としては右側で、しかも上のほうに位置づけられるということになります。

ビジーな表となっておりますが、特徴については、赤い囲みの中に記してございます。

このやり方については、混雑の発生する送電線を特定することが必要ではなく、実運用の中で混雑が発生したときに、状況に応じて対応していくということが可能となります。もちろん給電指令により対応可能な玉があることが前提となりますが。

具体的な調整につきましては、市場が閉じて各事業者の計画が確定するゲートクローズ以降は、一般送配電事業者による調整に委ねられますので、送電制約が発生している混雑系統以外の地域で送電可能な供給力を調達して埋める、そういう形になります。もちろん、ゲートクローズ前はBG側でも、混雑情報を知った場合に供給力の差し替えをすることも可能です。

費用負担ですが、一般負担あるいは混雑地域の事業者負担ということになります。メリットオーダーとの関係でいうと、このやり方は、この方式それ自体で価格シグナルが出せる手法ではないので、必要とあらば補完的に何かの措置を検討することになろうかと思います。先ほどのエネ庁の資料でも論点として掲げられているところと関係するところがございます。

続きまして、スライドの7にまいりたいと思います。引き続き再給電の話でございますが、特徴と課題という、そういうことで記しております。ポイントは、この方式は、技術的に実現するまでのハードルは相対的に低いんですけども、今申し上げたように、価格シグナルが出せない点、したがって、こうしたところで関係するルール整備が必要となるという、そんなところがございます。

まず、①費用負担の在り方、②価格シグナルの確保の部分でございますが、系統利用制度の運用というよりは、制度そのものの話となります。次に、インバランス料金との関係も論点です。インバランス料金は、エリアを越えて広域運用された調整力の限界的な価格をベースに算定されていくという方向になっておりますけれども、混雑調整を需給調整市場などで確保した電源で行う場合には、インバランス料金への影響を与える可能性がございます。④の部分になりますが、再給電のときの順序です。TSOが確保している調整力のキロワットアワーの価格に基づく方法で行うだけでなく、そこに何らかの付加価値を加えた順序でという設定方法も考えられますが、この点につきましては議論が必要なところかというふうに思っております。最後に、容量市場や需給調整市場におけるリクワイアメントとの関係についても整理が必要です。

このように、この方式は実現までに相対的に時間を要しないとはいえ、こうした点についての確認、整理は必要になろうかというふうに思っております。

スライド8に移りたいと思います。ここではゾーン制について記しております。こちらは、市場を活用したものとなっております。現在、連系線については、間接オークションという形で、連系線を活用した取引を市場取引にすることによってメリットオーダーを実現するというものとなっております。この対象送電線を各エリア内の電力系統にも適宜、場所を区切って拡大していくというやり方になります。ただし、現在もすべての連系線で常時混雑が発生しているわけではなく、また、エリア内で混雑が発生しているというときに、ゾーン制を入れても、そのゾーンの境目は常に混雑箇所とならなかったり、ゾーンの中に混雑が発生したりする場合もあり得ますので、この方式を取るにしても、その右側にある再給電方式を併用するという形になろうかと思っております。このため、表に記してありますように、市場による調整として、ゾーン制の右側の欄には、先ほどの再給電も上から引き伸ばしたような形で記させていただいております。

このやり方は、市場を活用するということになりますので、当然、一定の価格シグナルを発現

させることができることになります。適用系統は、例えば放射状の部分に適用するなど、場所を選ぶ形になると思います。ゾーンの境目を連系線と同様にみなすということになるので、連系線での経験、既に先行して、実施している連系線での経験が活かせるという意味では、この後のノーダル制に比べて現行制度との連続性があるというふうに思われます。

続きまして、スライドの9にまいりたいと思います。こちらがノーダル制となります。

エリア内の系統をノード単位で、地点別価格が設定されることになりますので、価格シグナルがきちんと出ます。このため、メリットオーダーという意味では、この手法は最もメリットオーダーを追求しやすいものとなります。また、表の右側の調整においても、調整電源の価格情報を基に価格シグナルを発信することが可能となります。しかしながら、このノーダル制は現行制度とのギャップも大きく、これが長期的視点で議論を要すると位置づけているという理由になります。

スライドの10に移りたいと思います。これまで我が方の勉強会、それからマスタープランの検討委員会でも議論いただいているんですけども、様々な指摘、コメントをいただいております。こうした点も一つ一つ解きほぐして議論を進めていくことが必要になるということで、かいつまんでこのところにそうした指摘を記させていただいております。

まず、調整力が偏在している状況で、場所によっては調整力がボトルネックになる場合もあるとか、電源の新陳代謝を考えていくと、適切な混雑の情報の共有化といったものも仕組みが必要になるとの指摘がございます。

また、再給電についてですけれども、それ自体で価格シグナルが組み込まれていないため、余力活用電源も含めて調整電源間の競争が働く仕組みになるのかとか、調整力の限界費用の情報を活用したシグナルを出していくことができるのかといったところについても検討が必要になってまいります。

それからその下、ノーダル制ですが、現在、連系線のみで行っているゾーン制の究極の姿だというふうに理解することができます。しかし、今の託送制度は、小売事業者が、発電設備を維持運用する者と契約した、あるいは、自らが所有した発電設備等のネットワークへの接続地点にてネットワーク事業者が申し受け、需要地に運び、需要地で小売事業者に引き渡して小売事業者が供給するという概念で法制的につくられております。このため市場取引、相対取引も含めて、パワープールの概念に再整理をしていくという必要がございます。また、実運用においては、局地的な電圧調整の問題など、単純に価格だけでない部分と実運用でどういうふうに折り合いをつけていくかという論点も生じ得ます。この方式は、既に米国東部で実施されているとはいえ、こうした我が国の系統の性質、また法制度との関係について検討が必要となってまいります。

こうしたことを踏まえましてスライド11に現在までのまとめを載せております。再給電方式は、今後、平時においてもエリア内の混雑が発生し得ることに対して速やかに対応するための選択肢として位置づけられようかというふうに思っております。

また、卸市場におけるゾーン制による混雑処理方式については、その適用に当たっては、系統における混雑状況のほか、市場での混雑処理の後に、全ての送電線を対象にTSOにより混雑処理がなされるということも踏まえつつ、適用系統を見極める必要がありますが、適用が合理的と考えられる系統については選択肢になり得るのではないかと思っております。

さらにノーダル制でございますが、長期的な視点で議論を要する選択肢として勉強を継続していくという点で捉えております。

それで、以下は参考資料となっておりますが、1点だけ付言したい点がございます。スライドの24、25の辺りを御覧になっていただければというふうに思っております。ここで取り上げているのは既存契約への影響という、そういうものでございます。

いろいろ記しておりますけれども、これまで先着優先という考え方の根っこにはファーム型での接続での前提があって、こうした前提でファイナンスも組まれて投資がなされ、系統利用がなされてきたという実態があります。電気事業法の規定で接続時点で未来永劫の系統利用を保証しているわけではないとはいえ、こうした慣習的な実態を踏まえて対応していく必要があるのではないかと論点です。

対極にあるのは、接続契約と利用は別物だという議論になります。しかし、この両者は、100対ゼロで一方的にどちらかに寄せられる議論ではないのではないか、少なくとも原契約への影響については慎重に考慮していく必要があるのではないかとこのことを記しております。先ほど、資源エネルギー庁の資料でも扱われていた契約の整理に関する論点と同根のものだというふうになっております。

本日は中間整理という位置づけでございましたが、今後、経過措置の在り方とかについても議論を行っていく予定となっております。本日、この場でもこの点について是非、御議論をいただき、我が方での検討にも反映できればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

広域機関からの説明は以上です。

○山地委員長

資料の御説明ありがとうございました。

それでは、今から説明していただいた資料につきまして質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきます。先ほど申し上げましたけれども、御発言御希望の方は簡潔にお願いします。スカ

イプのチャットボックスにて発言希望をお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、大石委員、御発言、御希望ですか。ちょっと私は字が見えないんですよ。

○大石委員

すみません、大石です。

先ほど「聞こえますか」と聞かれ、「聞こえています」ということでチャットで返信しました。もし発言させていただけるのでしたらお願いいたします。

○山地委員長

ちょっと間違えたみたいなのところがあるけれども、どうぞ、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。御説明いただきました資料1、資料2、資料3のご説明のなかに、自然エネルギー、再生可能エネルギーが主力化し、しかも、消費者が広く受け入れられるエネルギーになるための情報の提供、ということがいろいろなところに出ていたと思います。太陽光パネルの廃棄の積立ての話も出ておりましたが、これらも含めて、どこに情報を出していくのか、というところが1つ気になりました。資料の中では、経産省のホームページに情報提供があるということが書いてありましたが、今後、経産省のホームページに限らず市区町村など広く周知する必要があると思っております。特に市区町村に関連のあるものについては、消費者が情報を知りたいときは閲覧できるような状況を、是非つくっていただきたいと思います。これは要望ですが、以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

先ほど私はどうも事務局のメモの漢字を読み間違えたようで、大貫委員が御発言御希望ですね。大貫委員の後、長山委員といきたいと思います。

大貫委員、お願いいたします。

○大貫委員

大貫です。聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。お願いします。

○大貫委員

それでは、全体で3点申し上げます。

資料1に関してです。スライド7のところに、自治体との連携強化のために、認定時点より早いタイミングである申請時点で情報を共有する必要性があることが指摘され、申請事業者の個人情報保護の観点に十分配慮しつつ、必要な限度で一定の情報を自治体に提供する、必要な情報を共有することとしてはどうかと書かれています。このような自治体への個人情報の提供は、個人情報保護法8条の個人情報の利用及び提供の制限の例外として認められると解されます。ただ、個人情報保護法のただし書にありますように、申請者の権利利益を不当に害しないように情報提供の範囲については一定の配慮が必要だと思います。これが1点です。

2点目は、スライド11でございます。当該ページには、再エネ導入に関する条例のデータベース構築と書かれています。また、スライド12には、説明を割愛されたところですが、自治体と関係省庁が参加する協議会が定期的開催されているということが紹介されています。この2つは極めて意義あることだと思います。これら2つに、これらの点に関係させて2点、意見を申し上げます。

自治体名は申し上げませんが、ある自治体のガイドラインに、太陽光発電に関するガイドラインなんですけれども、太陽光発電設備に関する関係法令が一覧にされて掲載されており、手続の概要、手続の種類、所管課連絡先などが網羅的に記載されています。これには条例による手続も含まれております。皆さん御存じのように、太陽光発電設備の規制に関する条例は各地に存在し、各種の規制を行っています。再エネ特措法も当然規制を行っています。他の法令、条例も含みますが、それぞれの観点から太陽光発電の規制を行っています。このことは太陽光発電に限らないような気はしていますが、こうした法令、条例も含みますが、条例の規制は、極めて複雑で分かりにくい状態になっています。こうした状態について、某自治体が行っているようにリストアップして公表することが望ましいのではないかと考えております。3点において意義があると思います。

1点目は、事業者にとってはその見通しをよくすることになります。

2点目は、この会議でも議論になったのですが、通報や情報提供によって法令の規制に関与することが求められている住民に、行動の対処の機会を提供することになると思います。

3つ目は、やや逆説的とも言えるのですが、規制を行う行政自身にとって自らの権限を自覚してもらうきっかけとなるように思います。

以上、申し上げましたような関係法令の一覧のモデルを、条例は実際のと異なりますのであくまでモデルにとどめますが、関係法令一覧のモデルを、地方自治体と関係省庁が参加する協議会で検討することができないかと思っています。これが2点目でございます。

最後に、今、申し述べましたように、太陽光発電設備の規制に関する条例は各地に存在して各

種の規制を行っています。御承知のように憲法上、条例は法令に反しない限りで制定できます。地方固有の事情に対応するための条例の制定は認められるべきであり、これを狭めることがあってはならないと思います。他方、条例と法令による二重の規制にならないようにしなくてはならないと思います。

例えば、網羅的に調べたわけではございませんが、幾つかの自治体の条例で、独自に太陽光発電設備の廃棄費用の積立てを義務づけている場合があります。こうした場合、法律による積立義務と条例の積立義務の双方を履行する必要性があるかどうかは検討の余地があります。自治体の固有の意味がない積立ての義務は二重の規制ということになると思います。

今申し上げたことは一例です。地方固有の事情によって制定される条例と法律の関係は、適切に整理されなくてはならないと思います。前述の協議会、自治体と関係省庁が参加する協議会で、情報共有と検討の場があることを期待したいと思います。なお、条例と法律の規定の比較検討によって全国的規制がふさわしいものは、法律で一律に規定すべきことは言うまでもありません。

以上です。

○山地委員長

今まで専ら資料1のコメントがなされておりますけれども、この議論の場は資料1から資料4全部をカバーしますので、そのつもりでお願いしたいと思います。恐らくは大石委員、大貫委員は1のところに関係するところが多かったと思います。

次、長山委員ですけれども、その後は小野委員、新川委員、それからオブザーバーの祓川さんが前から御発言、御希望のようですから、新川委員の後は祓川さんに回したいと思います。

では、長山委員、お願いいたします。

○長山委員

聞こえますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です。お願いします。

○長山委員

資料1で1点と、資料3で5点ございます。

資料1は、エネ庁さんの取組は非常によいと思ひまして、太陽光事業者が非常にたくさん入ってきていますので、事業開始前と事業開始後、両方で優良な事業者を絞っていくという意味で非常にいいと思います。

事業開始前のところは、スライド11で、国が一元的に全国の自治体の条例を横並びで見てデータベース化して分類・評価するというのは、非常にいい試みであると思いますので、これは是非

進めていただければと思います。但し、兵庫県は認定で和歌山県は届出だけでいいとか、いろいろありますので、是非、ベストプラクティスの条例をつくるようにやっていただけたらと思います。また、事業開始後のほうも廃棄費用積立状況も定期報告とするということで、これも事業開始後に優良な事業者だけを残していくという意味で非常に意味があると思います。

資料3なんですけど、5点ほどありまして、まず5ページのところ、スライド5なんですけど、3ポチ目で2030年の計画があるんですけど、2030年までに必要な系統整備を、一次案で早急につくらないといけないということは理解するんですけど、他方、日本は国土が狭くて、一度送電線を引いた後に、やっぱり再エネが違うところから出てきたといってもなかなか変更が難しいと思うんです。したがって重要なのは、計画に柔軟性を持たせるということが非常に重要なんじゃないか。そのためには、2050年に実質カーボンニュートラルを達成する姿を描き、それが30年にどの程度達成しているかどうかというのを、検証する必要があるんじゃないかというのが、資料3の1点目です。

資料3の2点目で、5ページの5ポチ目なんですけれども、「洋上風力等のポテンシャルが大きい地域から」ということで「洋上風力等」とあるんですけども、この「等」に多分いろいろなものが入っていると思ってまして、陸上風力も環境省の平成24年の調査では160ギガワットも北海道にポテンシャルがありまして、再エネのベストミックスの中で国民負担を最小化するようなプッシュ型の系統をつくっていただけたらと思います。

3点目、スライド10、暫定ノンファームなんですけど、本来、メリットオーダーであれば変動費の安い電源順のため、ファーム、ノンファームという区別はないと思われるんです。したがって、ここで行っているのはきっと、暫定ノンファーム既得権者への経過措置をどうするかということと思うんですけど、その場合、これは東北の事業者に対してだけ言っているのか、ちゃんと書いていないんですけども、全部のこれから発生するかもしれない暫定ノンファームのことを言っているのかということと、さらに経過措置を論ずるのであればここだけ言うんじゃなくて、火力等を含めた全体がファーム、ファーム全体をどうするかを考えた上で暫定ノンファームが決まるべきではないかというふうに思います。

4点目、再給電でスライド20なんですけれども、今回提案されているのはドイツでやられている再給電と同様の仕組みと理解しておりますが、ドイツでも実は、再給電か地内市場分割かLMPかというのは議論されてきておりまして、ドイツは歴史的な東西分割の経緯から地域で価格を変えてはいけないというのがありまして、そこからは再給電を選ばざるを得なかったということです。したがって、再給電がベストではないということです。2015年等々のレポートでも、2014年に再給電をやったために1.9億ユーロも余分にお金がかかっている。2017年も14億ユーロ、

1,500億円も余分に消費者負担が増えているということで、再給電方式はしようがないとしても、是非、地内分割も同時に進めるべきではないかというふうに思います。

最後、スライド21なんですが、メリットオーダーのところなんですけれども、これは経済性だけではなくて、基幹送電線の利用ルールについても環境性や安定性について考えるというふうにありますんですが、環境性は何か分かります、というのは、CO₂の価格を適当に入れて、これでメリットオーダーを計算するということだと思うのですけれども、安定供給はどうするのかというのがちょっと分からなかったんですが、多分想像するに、連系線の間接オークションにおける長期固定電源、原子力、水力、地熱のように電源の特質から再エネよりも優先するものは、ゼロ円入札、成り行き入札させるということで対応すればいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では次、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

まず資料1についてです。資料に記載の事務局提案に賛同します。過去、こうした案件への対応は繰り返し行われてきていると承知していますが、再エネの導入拡大が急速に進む中、再エネが地域社会から受容される形で発展していくよう、随時適切に対応していく必要があると考えます。かねて申し上げているとおり、再エネが真に主力電源となるためには、さらなる低コスト化、安定供給への貢献、責任ある事業規律の3要素の実現が不可欠です。とりわけ責任ある事業規律については再エネ事業を営む大前提であり、自治体との連携強化をはじめ資料に記載の内容を、強力に進めていただきたいと思います。

次に、資料3と資料4についてです。電力システム改革や再エネのさらなる導入等の観点から、地内系統の混雑管理をメリットオーダーを基軸とする手法とすることに異論はありませんが、混雑管理手法を改めることで、むしろ電力需要家が負担するコストが増大するといったことのないよう御留意いただきたいと思います。かねて申し上げているとおり、FIT・FIP電源の大量給電による賦課金の上昇により、結果的にコスト増となることを懸念します。メリットオーダーの定義とも関連しますが、新しい混雑管理制度でのFIT・FIP電源の取扱いについては、適当なタイミングでしっかりと整理すべきと考えます。

次に、メリットオーダーの基本的な考え方について、事務局提案に基本的に異論はありません。

メリットオーダーの定義に内包するか、あるいは外側で別途考慮するかはさておき、供給安定性についても当然の要件とすべきと考えます。とりわけ、その時々において必要な調整力を確保できるのか、また、中長期的にも安定供給に必要な火力等の調整電源を維持できるのかといった点を懸念しています。容量市場や需給調整市場など、他の制度との整合性を取りつつ、必要な検討を進めていくべきと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。

では次、新川委員、お願いいたします。

○新川委員

新川です。

では、資料1から順にコメント申し上げます。

資料の1ですけれども、1については、前々から発電事業者の数が非常に多いということが一つの原因だと思うんですが、地域の住民等の理解がないと、なかなか太陽光発電事業が根づいていけないと思います。パネル廃棄にしても、安全性の問題だとか法令がきちんと遵守されていないんじゃないかといった懸念が、長きにわたり地元の住民団体から表明されていると思いますので、ここはきちんとみんなが遵守していただける体制にもっていく必要が、引き続きあるんじゃないかというふうに思いました。

何名かの委員の方もおっしゃっておりますとおり、結局、地域それぞれの事情に応じて、国の法律だけでなく地域事情に応じた条例での規制というのが必要になってくるとは思います。ただ、条例の文言がばらばらだと、事業者が全国展開していく中で、ある地域と別の地域で違う文言が使われていると、同じ意味、同じレギュレーションの内容なのかどうかといった疑問が出てくると思うので、最終的には各地方自治体が決めることにはなるんですけれども、条例の文言をある程度パターン化して整理していただけると、事業者としては法令遵守の体制も整備しやすいんじゃないかと思いました。

あと、行政コストという観点から、要するにみんなに規制を遵守させるための行政コストという観点を考えると、言われれば直せばいいといった体制で事業者が事業運営をしていると非常にコストがかかりますので、法令上、電事法の改正もあり、条例も含めた法令遵守というのが法律で義務づけられる体制になっていて、違反に対しては改善命令とか認定取消しといったサンクションを科すことができるようになっているので、言って直してもらって終わりというのを繰り返しているだけではなくて、一定の場合はちょっと強めのサンクションを行使するという事も視

野に入れながら、運営していくのがいいんじゃないかというふうに思いました。これが資料の1です。

それから資料の2については、御提案のとおりで特段異存はなくて、激変緩和措置も十分な期間経過したと思いますので、これで終了にして市場価格連動型に移行するという事でよいと思います。

資料の3については、暫定ノンファームのところは、10ページについては、特に異存はなくて御提案のとおりでいいと思います。暫定ノンファームで現在入っている東北のエリアについては、もともと今の参入のときに、前は工事負担金も負担していますし、それから増強工事が終わったところからはファームで接続できるという前提で皆さん入っていると思いますので、そちらを全国展開する試行のファーム型接続に優先する取扱いにするという形にするのが、混乱が回避できてよいのではないかなと思っております。

最後のポイントが、15ページの「ノンファーム型接続に関する契約の整理」というページです。この部分は前回のこの会合でも取り上げられた先着優先ルールの根拠規定に関連する論点です。前回、根拠条項として挙げていただいていた約款の系統アクセスルールがあると思うんですけれども、前のときの議論でも、あの文言だけでファーム接続でずっと使えるということが約束されているというふうにはなかなか読めないんじゃないかという御指摘もあったと思います。それはそうかなと思うものの、他方、皆さんの話を聞くと、一般送配電の事業者の方々もそうおっしゃっていたというお話をお伺いしていますが、要するに、これまではファームに接続できるし、かつ、こうやって暫定接続と書いてあるものの、接続契約をすればそこからずっとそのまんま利用できるということを前提に、事業者は事業を運営して行っているということです。そうすることであれば当事者の合理的な意思だとか、業界の慣行というんですか、一定の権利が確保されているというふうに、あまり強い権利だとも思わないんですけれども、契約が明確じゃないから、とは言え、一定の利益の権益は合意の中で形成されているというふうに私も思います。

なので、都築さんのほうから御説明があった、広域の顧問弁護士の見解のページに載っていますが、あそこを書いてあるような整理をするということになるんじゃないかなというふうに思いました。そういうふうに考えると、約款の変更はせざるを得ないので、ノンファーム接続に入る段階で現行約款の変更は必要だと思うんですけれども、既に接続契約をしている人に対しては一定の不利益な変更になってしまうので、約款変更の要件は充足していると思うんですけれども、それを補完すべく、損失を一定程度填補することも視野に入れて考える必要はあると思います。

そのときに損失をどのようにして計算するのかということと、重要なのは期間です。一体何年

分補填しなきゃいけないのかというところは慎重に考える必要があって、未来永劫ファームの接続が確保されているとは必ずしも言えないと思うので、期間については、各事業者に対する経済的なインパクトにも照らしながら、今後、考え方を整理していくことが重要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それではここで、先ほど申し上げましたけれども、オブザーバーの日本風力発電協会、祓川さん、お願いいたします。

○祓川オブザーバー

祓川でございます。

○山地委員長

音声の調子が悪いんですけれども。音声の調子が悪いので事務局が調整するそうですから、すみません、ちょっと後へ回させていただいて、委員から既に御発言の御希望がありますから、そちらへ回したいと思いますので、少しお待ちください。

御発言順なのですが、桑原委員、大橋委員、荻本委員、岩船委員、高村委員、この順番でまず回していきたいと思います。

桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員

ありがとうございます。桑原です。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

お願いします。

○桑原委員

ありがとうございます。基本的に事務局案に異存はございませんけれども、何点かコメントをさせていただければと思います。

まず、資料1についてです。資料1の3ページの不適切案件の情報提供の件数や種別、14ページの柵塀・標識の未設置事例、それから29ページの太陽光パネルの無断増設が疑われる事例等を見ると、まだまだいろいろ問題があるなと改めて思った次第ですが、事務局案にあるように、廃棄費用の積立てのように制度化によって対応できるものは制度化で対応しつつ、公表情報の拡充や疑義のある案件に絞って確認等を行うなど、現実的にできることを工夫して対応し、適正化を図っていくということが重要かと思います。適切な対応を取らない事業者については、改善命令

や認定の取消し等の措置もしっかり行って、抑止効果を高めていくことも重要ではないかと思えますので、その点もよろしくお願いいたします。

それから次に、資料3と資料4に出てくる契約の整理についてです。先ほど新川委員のほうからも御指摘がありましたけれども、資料4の24ページのところで、既存契約への影響についての整理を記載していただいております。私もこの24ページに整理をしていただいている最初の2つ、それから最後の1つにありますように、既存の約款上、先着優先ということが必ずしも明確に書いてあるわけではないものの、関係者の認識等も踏まえると、これまでの契約においては先着優先が合意の内容になっており、その変更の際には、変更の必要性や内容の相当性の要件を満たす必要があるという整理を行うということについては、賛同いたします。この観点から、ノンファーム型の導入に関し、再給電方式などいろいろな方法が考えられるとの議論をお聞きしましたが、既存事業者に対してどういう影響が出るのか、あるいは出ないようにできるのかという点をもう少し明確に御整理をいただければと思います。

それから、今の点と関連しますが、資料3の15ページ、ノンファーム型接続に関する契約の整理というところで、千葉・鹿島エリアでの試行ノンファーム型接続では、通常の託送供給等約款による電力供給契約に加えて、補足的な同意書をもって明確化をされているとあり、同じような契約形態で進めることにしてはどうかとされています。この同意書の位置づけや内容については、もう少し検討が必要ではないかと思えます。

具体的には、この同意書が託送供給等約款を変更する趣旨なのかどうか、もしこの同意書が約款を変更するものだとなると、本来、約款の変更認可を含む必要な手続を経て対応すべきもののようにも思われますが、既存の契約の実務では先着優先を前提にしていたとしても、少なくともこれから新たに契約を締結するに際しては、先着優先を前提としないノンファーム型を前提にするということも既存の約款の中で認められる範囲内の取扱いとしてできるということであれば、この同意書方式によることも考えられると思います。そういう意味で、改めて、今の約款がノンファーム型接続自体を別に否定しているわけではなく、こういう同意書を取ることは、必ずしも約款の変更にあたるものではないという位置づけを明確化しておくということは考えられるのではないかと思います。

それから、この同意書の内容について、17ページに具体例がございますが、参加条件として記載をしているところで、必ずしも明確でないように思われるところがあります。例えば②や⑤で「可能性があること」となっていますが、参加条件としては「可能性があることを容認する」ということだと思いますので、もう少し文言を整理するなど、同意書の内容についても検討をしておいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

2点申し上げますが、まず第1に資料の1についてですけれども、地域に根差した再エネということで、地域の自治体の持続的な自立に資するような形で再エネの導入がなされなければならないというのはおっしゃるとおりなので、自治体に情報提供しながら、しっかり自治体のほうで再エネとの共生を考えていただくということが重要だろうと思います。ここでグッドプラクティスについての共有ということを書かれているんですけども、他方で、問題を起こした事業者とかの情報も関連自治体に共有することは、実は重要ではないかというふうに思いますので、そうしたことも是非、御検討いただければということが1点です。

2点目に関してですけれども、本日、広域機関からいただいた系統混雑についての系統利用については、かなり検討が深掘りされているなと思って実に勉強になりました。十分理解しているか分からないんですけども、方向性として、そのゾーン制プラス再給電という基本的な方向性というのは、私も大きな方向性としてはよろしいんじゃないかと思いますけれども、具体的な幾つかの事例で、コストとかも含めて検討をもう少し詳細にできるといいのかな。現状は抽象的な方向性は分かるんですけども、具体的に落としたときに、先ほど再給電のコストのお話もありましたけれども、どのくらいなのかというようなイメージが、ちょっとつきかねるところがあります。インバランスの精算に服さないFIT電源があるわけですけども、そうしたところにまで再給電で混雑に対処するのがいいのか、あるいはほかの方法がそれについては取り得るのか、いろいろ、もしかして選択肢もあるのかもしれませんが、そのあたりも引き続き御議論させていただければなと思っております。

当座は以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次に荻本委員、お願いいたします。

○荻本委員

ありがとうございます、荻本です。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です。お願いします。

○荻本委員

資料1の未稼働措置フォローアップについては、まさにこれまで段階的に進めてきた方向でありますので賛成でございます。さらに、無断増設等への対応ということについては、スマートメーターデータであるとか、FIT買取り料金の実績とか、こういう情報を使ってどのように見つけていくのかというような具体的なプロセスを確立して認定情報に沿った発電あるいは変更認定申請を促して、国民の適切な負担を守るようにしていただきたいというふうに思います。

資料3のマスタープランの前提になるシナリオの基本的な進め方ということについては、前回まで発言した内容であるんですけれども、送電線運用は現在検討しているノンファーム接続、コネクト&マネージによる運用を前提とする、こういうケースをちゃんとやるんだということが基本だと思っておりますが、もしこういう字が今回の参考資料では読めないのもので、この理解が正しくないようであれば御説明をいただきたいというのがお願いでございます。

その次はノンファーム接続の全国展開というところで、契約の整理ということに関して少しづつ契約が変わるということは段階を踏むということでやむを得ないと思うんですが、もしこの契約が変わることで優先度が変わるというようなことがあると、実際の運用がとても難しくなったり、運用の自由度が下がるという可能性がございます。こういう問題が生じないかどうか、そのような事態がないような制度設計にしていきたいというふうに思います。

それから、基幹送電線利用ルールの見直しというところのメリットオーダーということに関しては、卸市場での取扱い、またそこでの優先順位のつけ方である定量的な考え方とすべきだと思います。何が言いたいかというと、環境性についても我が国全体の社会的合意に基づいて費用化をするということで定量的な優先順位づけに含めるということを是非基本としていただきたいというふうに考えます。

それから資料3から資料4というところにまたがる再給電というところは、先ほど大橋先生の御発言にありましたように、非常に深い話なのでとても難しい。とても難しいものが一気に出てきたというような感じがまずいたします。若干自分の整理も含めて意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、再給電方式については、システムや技術的には問題、課題がないということでTSOが調整する方式が対応可能な選択肢というふうに、まず書いてございます。これは日本の現状または実力としてある程度しょうがないかなというふうに思うところはあります。なんですけれども、ノンファーム接続における混雑管理というのは事故のときだけ行うものではなくて定量的に、それも大量に行われるということなので経済効率が求められる。そうしないと追加の費用がとても

かかる、先ほど別の委員の発言にあったように、米欧とも混雑管理にはエネルギー市場を活用する、またはしたいと考えているのが基本でございます。送電会社が混雑管理を行うというときに調整可能な電源を自分で確保するのか、確保できなければ別のものを制御してしまうのか、運用指令として実施して多額の補償費用をT S Oが払うのか、または、ひいては小売発電事業者を国民の負担にどうもっていつてしまうのかということがセットで議論されないと、今できそうなのでそれをやりますというのはちょっと乱暴かなというふうに感じるところです。T S Oはどうやって補償費用を払うつもりなのか、または誰が、どう費用を負担するのか、ここまでは必要と思うんですが、もし現状でそういう議論が行われていて、または事務局として案があるのであれば早い段階でお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、とはいえ来年、再来年、3年後というように短期でやるときに、当面あまり実際の再給電が起こらないということであれば、制度としてそのような形態からスタートするというのはあってもいいかなというふうには思います。ただ、その場合はスケジュールということが非常に重要になると思います。調整力市場、容量市場など多くの制度で運用システムの構築が制度改定の足かせ、あるいはスケジュールの遅れにつながっているというような面もあると思います。制度的にギャップがあるのか、それともシステムがつかれないのか、両方なのか、こういうところをはっきりさせて整理していくということが我々少し先の未来に行ったときに、大きな費用または大きな運用の困難に突き当たらないための大切な議論だろうと思います。もし、契約開始当初には間に合わないということがあるとすれば、かつ理想的なゾーン制とか理想的なノードル制への根本議論ばかりやるのではなくて、ほかに簡易的なゾーン制による近い将来でのエネルギー市場への取組というものがあるとすれば、そういうものをスコープ外とせずに検討に入れていただけないかというところを非常に強く感じます。

アメリカでは100キロワット以上の分散資源の取込みを2018年の蓄電池の適用から先行しました。そして、たまたま先月9月に分散電源一般への適用を拡大しています。彼らがやっていることはそれなりに苦労はしていますが、着々とシステム自体も変革を進めているということだろうと思います。O C C T Oでなかなか難しい検討とは思いますが、制度もそうですし、それを支えるシステムというものも漏れなく検討しているようにはお願いしたいと思っています。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員

ありがとうございます。私からは2点申し上げたいと思います。

まず資料1についてですけれども、14ページのところで、まだ半数近く標識がないなど、まだまだ対応すべき点が多いかなと思います。そのページに、より多くの事案に対応するため、外部委託等も活用しながら体制を強化するとあるんですけれども、数が多いだけに本当に大変な作業だと思います。ただ、これをきちんと取り締まらなければ駄目な案件を放置することになりますので、国民の信頼を得るためにもしっかりとしていかななくてはいけないということで、デジタル化をしっかり進めて、例えば今、事業計画認定情報の公表サイトみたいなものがありますけれども、エクセルで一覧が用意されているだけです。例えばそこにマップの情報と地図情報とくっつけて、かつ写真等を掲載する。駄目なところには通報者の方に写真撮ってもらって、それをアップしてもらって、でも事業者がそれに対応したら、対応済みとするような、もう少しデジタル的なところにお金をかけて効率のいい管理をしていただけるような工夫をしていただけないかというふうに思いました。よろしくお願いします。

2点目は資料3のメリットオーダーの定義のところで、環境価値を含めるみたいな話はあるんですが、確かにそれは重要な視点ではあるんですけれども、それでオーダーの順番が変わるとするのは恐らく石炭とガスの差を埋めるほどのCO₂の費用を前提としないといけないわけで、逆にそれは今の時点で入れ込むのはあまりにも恣意的過ぎるような気がします。全体的なCO₂削減限界費用の議論と併せて議論されるべきではないかと思います。なので、基本は燃料費ベースで運用して最終的に電力会社トータルとしてCO₂を減らすために制約をもう少し強めるみたいな方法論が適しているのではないかと私は思いました。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

次は高村委員なんですけれども、その後ですけれども、オブザーバーの方、御発言、御希望者が多いんですけれども、まず委員のほうを優先して、その後オブザーバーのほうに回したいと思っていますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

高村委員、お願いします。

○高村委員

高村でございます。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です。どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。

まず、資料の1についてでありますけれども、今日、事務局から御提示があった事業者に対する規律強化の視点というのは必要だと思います。これは再エネを拡大していく上でも地域の需要性が低下しているというのは今後の拡大にとってもやはり大きな阻害の要因になるというふうに思っております。他方で地域に再生可能エネルギーが増えていくことの意義といいましょうか、メリットということも地域は感じ始めている。地域によって温度差はあると思いますけれども、あると思っております。例えばこの間、資料を事務局からも出していただいているレジリエンス強化もそうですし、気候変動対策の観点もそうです。その意味では地域にいかにもメリットがある形で導入を進められるかというのが鍵を握るというふうに思います。その点で私、先ほどの大橋委員の発言、そういう趣旨に取ったんですけれども、やはり問題が起きてから自治体に関与するというのは、これは必要なんですけれども、むしろ問題が起こる前にプロアクティブに先見的に自治体に関わった再生可能エネルギーの導入というふうにパラダイムをそろそろ明確に変えていくタイミングではないかというふうに思います。

実際、再エネ海域利用法のところでも海域指定、区域指定の際には自治体の役割というのは重視をしていると思いますし、例えばゾーニングなどによってこうした地域のトラブルを回避し得るということもできるかと思えます。あるいはF I Tから卒業する電源を場合によっては地域で取りまとめて継続して発電をしていくようなインセンティブを自治体が持てれば、継続的な再エネの拡大ということに大きな貢献を自治体が果たすことができるように思いますし、事業者のコストを下げる効果も期待ができるんじゃないかというふうに思います。

その意味で先ほどもプロアクティブに自治体に関与をするようにと申し上げましたけれども、そうした制度上のインセンティブをうまく自治体に与えていくことが必要ではないかと思えます。今、F I T買取制度の下で地域活用電源で自治体の関与という要素を入れておりますけれども、そうした範囲も含めてどのようにそうした誘導を自治体に対して与えていけるかという点は、今日の議論のさらに一歩前に行く話ですけれども、検討事項としていただきたいというふうに思っております。

2点目は資料の2の回避可能費用についてです。今日、事務局から御提案のあった激変緩和措置の終了について異論はございません。1つこれは事務局に対して要望でございます。私の理解では容量市場においてF I T電源はエリジビリティを与えられていないと思いますけれども、しかし制度上は再エネの容量価値が適切にやはり評価をされていると思います。そういう意味では、再エネの容量価値をきちんと回避可能費用に含めるということを検討すべきではないかと思えます。容量市場との整合性をつけるとすると、2024年度以降ということになるかと思えますけれども

も、この点については是非検討をしていただきたいというふうに思っております。

資料の3についてですけれども、基本的にマスタープランの前提となるシナリオ、この間出た意見を反映をしてくださって30年を超えた見通し、あるいは随時見直しということを含めていただいております。スライドの6だと思いますけれども、基本的な進め方について異論はございません。

本日、総理が所信表明で2050年温室効果ガスネットゼロ、再生可能エネルギーの最大限導入ということをおっしゃったということですが、こうした政策の大きな流れといいましょうか、見通しを政策のガイダンスも反映をしていただきたいというふうに思っております。

ノンファーム型の接続のところで、先ほどから出ておりました契約の関係であります。この間、いろんなところで議論になっておりますけれども、今日提案していただいている新規の契約における明確化について異論は全くございません。恐らく言い方はちょっと違いますけれども、新川委員、桑原委員がおっしゃっている趣旨と同じではあるんですけれども、OCCTOの顧問弁護士の先生のコメントにもあるように、既存の契約においても原則としてとあるように、もともと現行の約款でも絶対的なファーム接続の保証があるわけではないというふうに思っております。これは需給上、保安上、給電ルールに基づいてそのような運用を送配電事業者はやってきたというふうに理解をしています。仮に約款の変更が必要かどうかというのは1つ論点だと思っておりますが、しかし必要だ、あるいは必要となり得ることを考えて対応するとしても、約款の変更の条件をきちんと精査をすれば、やはり公益性の高い制度変更を行うときに既存の契約者に恐らく一定の配慮が必要だとしても、その不利益の相対的な度合いですとか事情に応じた丁寧な配慮が必要だというふうに思います。これはこうした変更に伴って一律に何らかの形で既存の契約者に一定の権利が生じるというものではなく、そうした個別の状況、不利益の状況に応じた対応が必要だというふうに思っております。その意味で、多分同じような記帳を別の言い方でしていると思っておりますけれども、慎重に議論を続けていただきたいというふうに思っております。

最後、基幹送電線の利用ルールの見直しについてでありますけれども、やはり目指すべき方向性はこの間あるようにメリットオーダー、しかもやはり先ほど申し上げた国の政策目標との関係でいきますと、CO₂のコストというのを適切に反映したメリットオーダーであるべきだと思います。今日、御提示していただいている論点との関係でいきますと、混雑管理方式をどうするかという点が1つ大きな論点だと思いますけれども、できるだけ早期にノンファーム方式拡大をしていただきたいということと同時に、これは荻本先生からも適切に御指摘があった点だと思っておりますが、将来どういうふうにしていくのかということを明確にする必要があるというふうに思っております。やはりシステムをつくる時間、コスト、それから新規の電源、発電事業者にと

って将来の見通しをつけるという意味でも、やはりあるべき姿が何かということを明確にした上でどういう対応をすべきか、どういう方式を選択すべきかということを考えるべきだと思います。

先ほどの原則からすれば、やはり最もメリットオーダーを実現でき、価格シグナルを効果的に発することができるものが望ましいというふうに思っていて、先般のマスタープラン検討会では、むしろ市場主導型ゾーン制を原則とすべきではないかということを申し上げました。原則と申し上げましたが、少なくともその導入が可能な場合には、市場主導型のゾーン性を選択ができる、その選択肢を排除しないということは必要ではないかと思います。難しい場合にはTSO主導型も含めて対応を考えていく必要があると思いますけれども、先ほど既存契約、既存約款との関係のお話をいたしました、送配電事業者の運用に恣意性がない、透明性が高いという制度変更である必要があると思っております、それがやはり既存発電事業者からの紛争回避にもなるというふうに思います。その意味でできるだけそうした送配電事業者の運用の恣意性がやはり決してないと確保されている、そうしたルール変更がその点からも望ましいと考えております。

最後は前提としてノンファーム接続を推進していくに当たって、これは既に小川課長からもあったと思いますが、送電線のリアルタイムの利用情報を公開、公表、開示をしていくということが大前提として必要ではないかという意見を持っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それではこの後の委員の発言順ですけれども、まず松村委員、それから圓尾委員、松本委員、秋元委員、それと大石委員、1回目は冒頭、私が無理に間違えて指名しましたので、大石委員にもう一度御発言いただきたい。その後、オブザーバーのほうに回したいと思います。

松村委員、お願いします。

○松村委員

チャットであります江崎委員に先に発言していただいたらどうでしょうか。

○山地委員長

私のメモにはないんですけれども。どうぞ、確認した上で、私、実はチャットが直接見えないんです。だから、まず松村委員、どうぞ。

○松村委員

チャットが出ていますが。

○山地委員長

今、発言途切れましたか。

○松村委員

チャットに江崎委員が15時に退席しなければいけないので、先にという。

○山地委員長

私のところにはその情報が入っていなかったもので、そうしましょう。江崎委員ということでお願いいたします。

○江崎委員

すみません、基本的には事務局の御提案に賛成でございます。やっぱりデジタル化を進めながらやるということは重要だし、それから、自治体間での情報の共有というのをどうするかというのは非常に気にしなければいけない。ただ、1つだけ気になるのは、ちゃんとした設備を打っていないというところを見張るというか、それを監視するというところを実際に行うための人月の量というのが非常に大きくなってくることがどのぐらいになるのかということも併せてしっかり把握しておかないと、総論はいいにしても各論ができないというようなところがないようなことを留意する必要があるかと思います。

すみません、どうもありがとうございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。それでは、松村委員、改めてお願いいたします。

○松村委員

松村です。進行に口を挟んですみませんでした。

資料1と資料2については事務局の提案全てもっともだと思いますので支持します。

資料3について申し上げます。資料3のスライド6ですが、ここで書かれていることは実にもっともなことなので、このとおりに進めていただきたいのですが、本来マスタープランであれば、ある種の制約、例えば2050年にネットゼロを目指すという制約の下で社会的な費用を最小化するように電源の立地も、送電線の投資計画も両方決めながら、それでこうすると費用が最小化されるというプランを示すのが本来の姿だと思います。もちろんそんなことばかり言っていると一歩も前に進めないで、ここに書かれているとおりの方針でまずやるのはいいと思うのですが、しかし本来はそういうもの。マスタープランは短期間に1回つくってそれで終わりというものではないと思いますので、その点は今後の議論で考慮できるようにお願いいたします。

それから同じく資料3のスライド10です。ここでの提案ももっともだと思うのですが、しかし一方で、これ今、先着優先という発想を全面的に改めようという議論をしているときに、ここの整理はまさに先着優先そのもの。でも、この文脈では自然な整理ではあるし、それからそこで大

方針が出てくるまで状況が不明確ということにしてしまうと、ノンファーム接続の全国展開に著しく大きな弊害になりますので、事務局の提案はもったもだと思います。しかし一方で、今回こう整理されたことによって新たな既得権が生まれるということは勘弁してください。今回の整理はあくまで大きなルールができるまでの発想。今回の整理がある前から既にある既得権を主張するならともかくとして、今回こう整理されたことを根拠に、この整理から期待が生じて、それで既得権が発生したというようなことになると、これからの大きな改革の弊害になると思います。これで新たな既得権が発生するわけではないことは是非確認をお願いします。

次、資料4に関してですが、先ほどの説明だとノーダル制というのについていい面はいっぱいあるけれども、しかし現行の制度との大きな乖離があり長期的な課題だということになりました。それは合理的な整理だと思いますが、一般に審議会だとか政府の機関だとかで長期的課題と出てきたときには、一定の確率で長期には議論するけれども、取りあえず当面はやらない、うっちゃらかされるというものの口実に使われることが時々あるのですが、今回のそうではないことを強く希望します。本来は長期的にはノーダル制に移行するという点に関して、具体的に大きなデメリットは示されていない。今の制度と大きく違うということがあるので、制度設計は大変だということはあったとしても、その大変な制度設計をして今とシステムを大きく変えた。その後の制度で何か具体的に問題点、非効率性というのはあるのか、ということはいくよくよく考えていただきたいし、それからシステムの開発だとかにコストがかかるというのも、それももったもで、システム改修だとかのタイミングに合わせてやらないととんでもなくコストがかかるので、相当な時間がかかるのは分かるのだけれども、しかしこれは相当な時間をかけた上でこれに移行することを早めに示すことが事業者の予見可能性を高めるという面もあると思います。さらに、最終的にはノーダル制の理想形があるとしても、比較的早い段階ででき、なおかつ最終形の途中として決して非効率なものではない、理想ではないけれども非効率ではないというようなものは早いタイミングで積極的に入れていくべきだと思います。

その意味で今回、再給電と、ゾーン制が当面の合理的なものとして出されたというのに関しては、これはあくまでも時間を相対的にかけないでやれるものとして出てきた、受皿がなければその後ノンファーム接続が進まなくなるだとか、抑制だとかというのが進まなくなるということがあるから受皿をつくったというのにすぎず、再給電に様々な問題があることは既に広域機関の委員会でも繰り返し指摘されていることなので、これがいつまでもずるずると続かないように、早急に長期にどんな姿が望ましいのかを議論した上で、時間はかかるかもしれないけれども、そのステップを早期に明確に示していく必要があると思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

ありがとうございます。

私も資料1、2、3通して基本的に事務局提案に異論はありません。2点申し上げておきたいと思います。

まず、資料1です。私も14ページにあるように、例えば標識について44%が未設置であるとか、いまだにこんな数値なんだと多少驚きました。そういう意味では11ページに御提案いただいたように、条例のデータベース化は非常に意味のあることだと思っています。非常に事業者も多いですから、例えば悪意を持っていなくてもファンドなどでオーナーが代わったとか、ルールに気づかないケースもあると思います。したがって、条例だけをデータベース化するのではなくて、法令やガイドライン含めて、ここを見れば包括的に関連するルールが全般的に理解できる形にするのが望ましいと思いました。こういう形でデータベースを整理するのは非常に意義あると思いますし賛成いたします。

それから資料3。6ページのマスタープランの記述です。これもいつも申し上げていることですけれども、やはり時間的な制約も考えて、まずはベースシナリオについて費用便益分析をやっていくのは非常に大事だと思います。ただ、マスタープランの本来の意義、活躍してほしいところは②に書いてあるとおり、複数のシナリオを検討して、その結果を公表していく。つまり主要なパラメータを変化させたときに費用便益分析の結果がどう変化するのか、どう見え方が変わってくるのかという感応度のようなものを、きちっと示すことが非常に大事だと思います。まずは6ページにあるような形でスタートするのは賛同いたしますけれども、早期に複数のシナリオに対して検討していく。できれば例えばいろんな研究者が使えるように、マスタープランの中身まで公開していくとか、踏み込んで考えていただければと思っています。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。

資料1と資料2の事務局案には基本的に賛成いたします。資料1につきましては、再エネ設備

が地域での争いとなっている現場の視察や、地域住民の声も直接伺ったことがありますので、地域に根差した再エネの導入を促進していくことは重要だと考えております。

資料1で1点質問ですが、安全の確保について住宅用の太陽光発電設備も立入検査の対象に加えられますが、2022年4月から検査を開始するとして、電気保安人材が不足していると言われる中、検査を担う人材の確保策について関連団体と連携しての具体的な検討は進められているのでしょうか。

続きまして、資料3の電力ネットワークの次世代化についてですが、基本的には事務局案に賛成しますが、全国展開するノンファーム型接続について、既存の契約をファーム型接続として、空き容量をノンファームとする形で2つの接続方法を混在させる場合は、ファーム接続側の系統容量占有に対する受益コスト負担を考える必要があるのではないかと思います。また、ノンファーム接続を推進していくに当たり、予見性を判断する上でも送電線のリアルタイムの利用情報の公開を前提に検討していただけないでしょうか。送電線がどの電源によりどれだけの容量でファーム接続されているのか、そして送電線がどれだけ利用されているのか、少なくとも需要のデュレーションカーブの情報公開を検討してほしいと思います。

20ページの基幹送電線の利用ルールの混雑管理方法については、今後メリットオーダーの定義について限界コスト、CO₂削減の環境性、安定供給性の要件を盛り込む必要性は高いと思います。混雑管理方法について現在のところ時間軸では再給電方式を検討されているということですが、再給電方式においてもシステムの投資など、送配電事業者側の負担がどれだけになるのか、また最終的に国民負担がどれだけになるのか、荻本先生からも御指摘がありましたが、コスト負担も含めてもう少し情報提供いただきたいと思います。また、ほかの何人かの委員からも御指摘がありましたけれども、時間はかかっても市場主導型のゾーン制、ノードル制についても議論を続けていただきたいと思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

ありがとうございます。

事務局からの資料の1から3についていずれも異論なく、この方向で進めていただければというふうに思います。

資料3については2点だけ本当に簡単に申し上げておきたいと思いますが、先週、広域のマス

タープラン関係の委員会でも議論がありましたが、その中で特に今日御説明ありましたし、特に小川課長から口頭では正確におっしゃっていただいたと思いますが、資料では容量市場や需給調整市場との整合性といったような形が書かれていますが、いろいろな、もろもろたくさんの制度があって、その制度との整合性というものが問題になるのではないかと、その辺の整理をしてほしいという意見がありましたので、そのあたりについては広域というよりは政府のほうのエネ庁のほうの審議会での事項というふうになるかと思いますが、この審議会がいいかどうかは別として、しっかり議論していただければというふうに思います。

2点目についても、その検討会の中で議論があった点でございますが、様々な事業者、特に恐らく火力関係のファーム系の事業者ということだと思いますが、その意見もしっかり聞いた上で全体の制度設計をしてほしいという御意見がございました。これについても、この委員会は再エネの委員会なので、この委員会が適切かどうかは分かりませんが、エネ庁全体の政府の中の検討会の中でどこかで議論すべきことだろうと思いますので、しっかりこれから議論をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山地委員長

お願いします。

○大石委員

まず資料2については事務局の提案に賛成です。

それから、資料3、4についても方向性としては今後の検討ということで是非お願いしたいと思います。ただ1点、資料3の20ページ目のところ、先ほど先生方からも御指摘がありましたけれども、メリットオーダーについて、確かに経済性というのを優先するということはあると思いますが、やはり今回のこの再生可能エネルギー大量導入小委のもとの目的を考えれば、やはり環境価値といいますか、CO₂の価値を最優先するということは、これは是非行っていただきたいと思います。経済的な価値も、今この時点での経済的な価値だけではなく、これから先5年後、10年後、20年後を見据えた経済的な価値ということも是非取り入れた上で検討をお願いしたいというのが1つです。

それから、資料3と4で御説明いただきました混雑方式の特徴と課題のところ、これも先生方からご意見がありましたが、確かに、まずできるものとして、再給電の方式と書いてありますけれども、やはりここで一番気になりましたのが、価格シグナルなしということです。やはりこれから再生可能エネルギーを大量に導入しつつ、国民の負担をある程度下げていくというか、できるだけ増やさないと考えると、やはり当面はこの方式であったとしても、やはり次のゾーン制ですかノーダル制のように、価格シグナルが発信されるものを、考えていただければと思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、長い間お待たせしました。オブザーバーの方の御発言のほうに回したいと思います。

まず、最初、祓川さん、音声状況は大丈夫でしょうか。

○祓川オブザーバー

もしもし、祓川です。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫、聞こえております。

○祓川オブザーバー

本日は事務局及びオクトによる取組方針や中間報告について感謝を申し上げるとともに、基本的な考え方に賛同いたします。確認や意見を求められている点等がございますので、簡単に6点ほど意見を申し述べさせていただきます。

まず、資料2の5ページございますが、基本的には激変緩和措置というのは妥当性がある、合理性があるので、20年末に利用することが妥当だというふうに考えております。

続きまして、資料3でございますが、参考というところなんですけれども、7ページ、一番最後のポツでございますけれども、費用便益評価というのは極めて重要でございますので、燃料コストやCO₂削減コストということに捉われず欧米なのでやっている評価等も含めて検討すべきだというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

それから、12ページでございますけれども、ここにスケジュールを示していただいて、大変このスケジュールでよろしいと思うんですが、往々にしてノンファームじゃない場合でも、例えば接続検討を申し込んで3か月答えが出なさいいけないものが、2年もかかったような実例が多々ありますので、ここら辺の管理等は、是非政府のほうでもよろしくお願いいたしますというところがございます。

15ページにつきましては、託送供給等約款等において、一番最後のポツでございますが、是非明確にする方向で検討していただきたいということでございます。基本的には事務局のお考えに賛成でございます。

それから21ページ、一番最後のポツですけれども、マスタープランの策定については、やはりこのメリットオーダーの考え方を取り込んだ上で検討を進めるということは、先ほど松村先生のほうからも御指摘のあったとおり、やっぱりノーダル制への早期移行というのが極めて重要なことだと思いますので、これについてはいろいろ多々検討すべきことも多いんだと思いますけれども、なるべく早めに御対応いただけるような形にしていきたいと思いますというふうに思います。

最後に22ページ、メリットオーダーを基本的な方針としていかがということで、当然賛成でございます。ポツが1、2、3、4とございますけれども、2つ目のポツについては、いろんな考え方があると思うんですけれども、メリットオーダーを先行している欧州や米国での事例を参考にしつつ御検討いただきたい。下から2つ目のポツについては、やはりこれを進めるに当たっては短期経済政策じゃなくて、そのCO₂と環境価値などなどについても含めて検討をいただきたい。

最後につきまして、確かに、最後のポツでございますけれども、既存電源への影響を緩和することについては、我々も検討すべきだというふうに思いますけれども、原則オーケーでございますけれども、過度な経過措置にならないように、適切な範囲での対応と措置という展開のものにすべきだというふうに考えます。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後の発言順ですけれども、私が把握している順番でまいります。まず、小水力推進協議会の中島さん、お願いいたします。

○中島オブザーバー

中島でございます。よろしいでしょうか。

○山地委員長

どうぞ。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。

資料3のスライド10と12について申し上げたいと思います。スライド10につきましては、一言、松村委員が発言されたとおりでございます。既得権として固定されないよう十分御注意いただ

きたいという、それに尽きると考えております。

次に、スライド12につきまして、3点申し上げたいと思います。まず、このスケジュールにつきましては、このような速やかな制度導入をしていただいたことにつきまして、関係の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

これについて3点ですけれども、まず第1に過渡的な措置ということなんですけれども、端的に言ってしまうと、接続検討するときに事業者としては20万払うわけですので、これまで接続検討で20万払っておいて、また20万かよという、ちょっと乱暴な物言いですが、そういう不満を持つ方が多数出てくるおそれがございますので、まず、これまでの制度でやってきたことと、1月からスタートする新しい制度の違いとか、だから接続検討も新たにやらなきゃいけないとか、そういった理由につきまして、十分分かりやすい説明をつくっていただいて、経産省のホームページで公開していただくとか、あるいは、またこれから12月までに接続検討しようと思っている事業者の方もおられると思いますので、そういった方々に対しては、送配電事業者の窓口のほうでも、是非丁寧に御説明いただいて、無駄に不満をため込まないような御配慮をいただければありがたいかというふうに思います。

それから、2つ目なんですけれども、水力の場合、どうしても設計に時間とコストがかかりますので、接続検討を申し込む段階では、概略設計に基づく出力ベースでのお申込みをすることがどうしても多くなると思います。要するに接続検討を行って、接続状況を踏まえてから実施設計に入る、その中で最適設計を行うということが一般的に行われておりますので、接続検討を行った後、契約に至る前に、最適設計によって出力が動くということがしばしば起こり得るということに、是非御理解いただきたいと思います。

したがって、受付段階、接続検討の最初の段階での出力と、最終的に契約する段階での出力に、一定程度変化があっても認めていただくような幅を、これまでの制度でもそういうのがあったと思いますが、ノンファーム型においても認められる、もう明確に、例えばですけれども、プラスゼロ%、マイナス30%とか、そういうある幅は合理的であるというのを認めていただいて、それを告知していただかないと、ちょっと不安といってしまうか、申込みはしづらくなるということがあるので、是非御配慮いただきたいと思います。

それから、最後に3つ目ですけれども、これは質問ということになりますが、本来ノンファーム型接続というのは、受付期間を切るのではなく、連続的に受け付けるようにするという、そういう制度だというふうに、間違っていなければ私は理解をしているんですが、今回のこの工程表は、もちろんこれからスタートするからという理由だと思いますけれども、取りあえず1月に受付開始と書いてありますので、2月以降がどうなるのか、このまま連続的に受付をするのか、あ

るいは何らかサイクルを設けて、何回かに、例えば3か月に一度とか、年に一度とか区切りながら進めるのか、その辺の2月以降のスケジュール感についてもお教えいただけたら。これは質問でございます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

質問については皆様の御発言の後に事務局に対応していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、次は地熱協会、後藤さん、お願いいたします。

○後藤オブザーバー

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○山地委員長

お願いします。

○後藤オブザーバー

資料3について3点コメントさせていただきます。1点は資料3のスライド10なんですが、暫定ノンファーム接続と全国展開の優先順位でございますけれども、もう既に東北北部募集プロセス等で進んでいる案件につきましては、やはり暫定ノンファーム型接続は、全国展開するノンファーム型接続に優先するようにするということに対して、事務局案に賛同いたします。

また、スライド21ページですけれども、メリットオーダーへの移行というのは、今後必要と考えておりますが、一定の経過措置も必要ではないかというふうに思います。

最後、3点目でございますけれども、メリットオーダーで使用される指標について、これは経済性だけではなくて、環境性や安定供給性も踏まえて考えようとすることに賛同いたします。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

次は有機資源協会、柚山さん、お願いいたします。

○柚山オブザーバー

柚山です。

まず、資料3のスライド20、本日の議論の内容の最後のボツ、メリットオーダーの基本的な考え方として、経済性のみならず環境性や安定供給性も考慮することの是非についての部分について意見を申し上げます。

スライド22の主な論点の3つ目にも、メリットオーダーの下ではバイオマス発電が石炭火力やガス火力発電に劣後することについてどのように考えるかとありますけれども、委員、多くの方が御指摘のように、バイオマス発電はカーボンニュートラルでの環境性が高く、また安定供給性が高いことを評価いただき、基幹送電線の利用ルールを決める際にも御配慮をお願いいたします。

次に、スライド10の暫定ノンファーム型接続と全国展開するノンファーム型接続、これはいずれの場合についても、その出力制御に関して環境性や安定供給性があるバイオマス発電が不利にならないような制度となるようお願いいたします。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次は東京電力パワーグリッドの岡本さん。

○岡本オブザーバー

岡本でございます。時間がないので、混雑管理についてのみ申し上げます。再給電についての課題、皆様からも御発言があったんですけども、私どもも課題が大きいというふうに認識しています。特に再給電に関わる費用、いわゆる混雑を解消するためにかかるコストというのが一般負担になって価格シグナルが出ないということは、非常に課題として大きいと思っております。その結果、再給電に移行したときに、実は混雑している電源の多い箇所に、そこから新たに接続されてくる方が、全て混雑料金を払わない形で参入されてくるということになって、そこから市場方式に移行する場合には、その方々が既得権化してしまうということで、今、一旦ノンファームで整理させていただきますけれども、それをクリアして、既得権のこれは移行も大事だというお話、まさにそのとおりなんですけれども、その問題を拡大させるおそれがあって、その間にお客様の費用負担が増えるというのがドイツで起きているというのは、長山先生からお話があったとおりと思っております。

ということで、できるだけ早い市場方式、特に試行的に弊社のエリアだとゾーン制が使える場所が多いだろうと思っておりますし、また、使えないところというのはノーダル制もあると思うんですが、極力早くそういった方式に移行を図っていくということで、私どもはしっかり検討を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次は太陽光発電協会、鈴木さん、お願いいたします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○山地委員長

お願いします。

○鈴木オブザーバー

資料1についてでございますが、地域に根差した再エネ導入の取組につきましては、協会といたしましても重要な点であると認識しております。廃棄等の費用の積立て、小出力発電設備に関する事故報告など、それぞれの取組が適切に導入されますよう、事業者への制度の周知、丁寧な説明等を是非お願い申し上げます。

2点目、資料3についてでございます。マスタープランの前提となりますシナリオの基本的な進め方につきましては、事務局の資料にも示していただいていますように、カーボンニュートラルの達成を目指すという長期的な視点に基づいていただき、現行のエネルギーミックスの目標の枠に囚われることなく、さらなる再エネの大量導入や電化の進展などを想定したシナリオについても、是非御検討いただきたいと思います。

そのようなシナリオをお示しいただくことで、現在、新規開発が低迷しております太陽光発電関係の事業に対しても、将来の目標が定まり、現状を乗り切る力になるものと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、次は日本商工会議所、石井さん、お願いいたします。

○石井氏

ありがとうございます。1点だけ申し上げます。資料1にあります地元理解の促進に向けた取組についてでございますが、8ページにありますけれども、今回、現場の声や実態に基づいた形で公表情報を拡充するという点については、非常に重要と考えており、賛同いたします。再エネ導入の拡大を図るに当たりましては、同時並行で地域社会からの信頼を確保するような制度設計を進めることが不可欠であると考えており、その意味でも、資料に書かれていますけれども、公表情報の追加に関して、不断の見直し、検討を行っていく、そうした点についても賛同いたします。

併せて、情報の提供に当たりましては、地域の事業者、地域の住民がアクセスしやすい、分かりやすい方策で進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、次はエネット、川越さん、お願いいたします。

○川越オブザーバー

エネットの川越です。資料3について2点ほど御意見を申し上げます。

1つはインバランス料金に混雑調整が影響することがないようにお願いしたいと思います。混雑は小売事業者が需給一致の努力をしても解消できないものですので、負担が生じるべきではないと考えます。御検討をお願いします。また、調整電源の確保について、監視等委員会で行われている需給調整市場の議論では、調整電源の一部は入札で固定費やマージンを乗せることが可能と聞いております。真のメリットオーダーを実現し、電源間の競争を促すためには運用の工夫が必要ですので、御検討願います。

あと、資料4で1点申し上げます。この中でTSOもしくはBGが調達とありますけれども、仮に相対電源を抑制されたBGが突然、代替分を調達するといっても、現実的には難しいと考えます。事業者の現状を踏まえた御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、これで最後になると思いますけれども、電気事業連合会、早田さん、お願いいたします。

○早田オブザーバー

早田でございます。資料3に関しまして3点、コメントさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、スライド12にお示しいただきましたノンファーム型接続の全国展開に向けた具体的なスケジュールについて、一般送配電事業者として実務を担う立場から、このスケジュールにのっとり、適切に進められるように最大限努力してまいります。ただし、3ポツのなお書きに記載いただいたとおり、同一のローカル系統に多くの接続申込みがあった場合につきましては、さらに時間を要するケースがございます。

先ほどオブザーバーの祓川様のほうから御発言がございましたけれども、是非、ここにつきましては、発電事業者の方々に御理解いただきますようお願い申し上げます。

2点目は、スライド21において、メリットオーダーを実現する短期的な方法として、仮に再給電方式を選択した場合の検討課題が示されております。資料4の7スライドでも、先ほど広域機関のほうから御説明いただきました。再給電方式を導入するに当たっては、これらの課題への対応策を講じた上で進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

最後、3点目でございます。スライド22について、前々回での発言の繰り返しになりますけれども、先着優先からメリットオーダーに基づくルールへの転換に当たっては、再給電方式の課題以外にも様々な課題があると認識しております。これらの課題が解決された上でメリットオーダーへの転換がなされますように、今後の詳細検討にしっかり協力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

委員、オブザーバーからの御発言は、これで一通りと考えてよろしいでしょうか。

そうしますと、質問を含めてコメントも随分ございまして、事務局のほうからこの場で対応できるところは御発言いただくかと思います。

では、清水課長のほうから。

○清水新エネルギー課長

清水のほうから、まず資料1、2に関連して。多数いただいておりますので、時間も限られておりますので、少しまとめて御回答させていただきますが、まず1点目、自治体との関係というところで、大石委員、大貫委員、高村委員、多数、御意見を頂戴したところでございます。

まず、情報提供や分かりやすさといったところにつきましては、御指摘のとおりでございまして、引き続き御指導いただきながら、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

また、高村委員からございましたように、地域へのメリットといったことについては、これは改めてまたどこかで御議論いただければと思いますが、こういった点についても重要だというふうに考えてございます。

それから、条例と法令との関係というところで、重複といったことについての排除というところでございますが、この点もやはり情報提供といったところが重要かというふうに思っております。国としての方向性ということをしっかり情報提供させていただきつつ、重複している部分については、少しずつ改善していくということだと思いますが、同時に自治体、自治体の取組によって、上乘せではルールをつくっていくということも当然あるかと思っておりますので、コミュニケーションを密にしながら、全体として整合性の取れた制度設計をしていきたいと思っております。

それから、2つ目の大きな塊として、執行の部分というところで、新川委員、桑原委員を含め、やはり厳正な対応をしっかりとっていくということの御意見、それから、荻本委員や岩船委員からもお話がございました。やはりスマートメーターやデジタルといった新しいツールも使った効率化というところで御意見を頂戴したところでございます。厳正な対応をしっかりとっていくという

ことと同時に、御指摘いただいたような新しいツールも使いながら、効率的な執行といったことについて工夫を、引き続き続けていきたいというふうに思っています。

それから、3点目に、松本委員のほうから、保安のところについて人材育成ということで御質問を頂戴したところでございます。今回の改正につきましては、これは立入検査、これは国のほうの立場でやっていくところでございます。国のほうの監督部、それから、今回の改正で独行法のN I T Eのリソースなんかも活用しながらということで、執行体制の強化ということをしてございます。

同時に、電気保安人材の育成という観点からは当然、人材の能力ということも大前提にしつつ、各所の資格を取るに当たって、必ずしも実態にそぐわないような部分の規制といったことについて、短縮化とか簡略化といったことも工夫を考えてございまして、こういった点も踏まえて、国民ともにしっかりと人材の充実といったことをしていきたいと思っています。

私のほうからは以上でございます。

○小川電力基盤課長

続きまして、電力基盤課長の小川ですけれども、資料3の関係で様々、御意見、御質問をいただきましてありがとうございました。

まず、1点目のマスタープランの前提となるシナリオのところは、ちょっと詳細については、また次回で御質問、御意見をいただいたところも含めて、諸条件をお示ししながら、また御意見を伺いつつ進めていきたいというふうに思っております。

それから、ノンファーム型接続のところ、まず暫定と今後の全国展開との優先順位、今回この関係はいいけれども既得権益にならないようにという御指摘、まさにそういった御指摘を踏まえて、しっかり進めていきたいというふうに思っております。

特に事業者の方々から御質問、御意見をいただきました12ページのスケジュールのところについてですけれども、まずもって現在のスケジュール、検討期間も長引くこともあるので、そこはしっかりしてほしいという点は、取り組んでまいりたいと思っています。その上で、この御質問をいただきましたスケジュール、連続的かどうかというところにつきましては、年がら年中ということではなくて、一定のサイクルにする必要はあるというふうに考えておりますけれども、特にこの具体的な進め方については、また改めて御報告、説明したいというふうに考えております。

それから、同じくノンファームにつきましては、契約のところ、大きな方向性、約款との関係はいいにしても、桑原委員からもいただきましたが、特に同意書の内容、もう少し整理をといた点を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

最後、基幹送電線の利用ルールの見直しにつきましては、これもおおむねいただいたところをこれからまた議論していかなければならない点が数多く残っているというところは、同様の認識でして、特に本日、御説明がありました再給電方式というものに伴う課題、それから、その他の制度との関係、そういうものをしっかり解決の方向性を示して進めていくという点について、取り組んでまいりたいと思っております。

私のほうからは以上でありまして、もし広域機関、都築委員のほうから補足など、あるいは御説明がありましたら、お願いします。

○山地委員長

都築さん、何か御発言されますか。

○都築オブザーバー

すみません。そうしたら、これは私、今回の説明の最初のときも、たとえ現行からの大きなギャップというものがあっても、議論回避することなく検討していこうということでこの議論を始めているんだということを申し上げたと思いますが、今日もそうした観点からの御発言をたくさんいただいたと思っております。物事、順序はあるかもしれませんが、順次きちんと議論を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

一応、事務局のほうから今、お答えできるところをお答えいただきましたが、これを踏まえて何か追加発言がございましたら、一、二件でしたらお受けしますが、いかがでしょうか。

特に座長のほうには御要求がないようですので、議論はこのあたりで終了ということにしたいと思います。

本日も大変熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

本日の議題が、地域に根差した再エネ導入の促進、回避可能費用に係る激変緩和措置の取扱い、それと電力ネットワークの次世代化でありましたが、最初の2つのほう、まず地域に根差した再エネ導入の促進ということでは、公開情報を拡充していくとか、条例のデータベースをつくるとか、あるいは柵塀とか標識がまだできていないものに対応していくとか、それから、安全の確保、それから、未稼働案件とか無断過積載への対応について国民負担を抑制する、こういう事務局の方向性について、いろいろなアイデアもいただきましたが、この方向性について異論はなかったと私は考えました。

2番目の回避可能費用に係る激変緩和措置の扱いについては、これは具体的に、要するに当初

予定、今年度末で終了ということでございまして、その後は回避可能費用を市場価格連動させる、これに関しては皆さん、合意されたと私は考えます。

3番目の電力ネットワークの次世代化というのは、非常に広範なテーマでありまして、今日議論したマスタープラン策定の前提となるシナリオというところについては、事務局の案に基づいて、いろいろコメント等をいただきましたので、具体的にどうしていくか、引き続き検討を進めてもらいたい。

それから、次はノンファーム型接続の全国展開のところですが、接続の優先順位とか接続契約までの具体的なスケジュールとか契約の整理、これは事務局から資料を出していただいて御議論いただき、方向性ということでは異論はなかったと考えております。スケジュールも、しかし、あるようでないわけで、2021年の全国展開に向けて具体的な手続を進めていただきたい。

私はいつもこれは難問だと思っているんですが、その次の基幹送電線の利用ルールの見直しについてです。これは広域機関からも具体的なメリットオーダーを実現する方向についての検討状況を報告していただきまして、道筋がある、別にだから長期的開発だからやらないというわけではないんですが、まず、しかし、やっていかなきゃいけないという意味では、再給電方式というのが当面のリアルな方法であって、それを採用した場合の検討課題、メリットオーダーの基本的な考え方を御議論いただきました。非常に貴重な意見をいただいたと思いますので、これを踏まえて今後も検討を進めていただきたいと思います。

ということで、私の拙いまとめは以上ですが、次回について事務局からお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

次回の委員会につきましては、日程が決まり次第、当省のホームページにおいてお知らせいたします。

○山地委員長

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

御参加いただきありがとうございました。

—了—